

3 高保体第 1089 号  
令和 4 年 3 月 24 日

各市町村（学校組合）教育委員会  
学校保健担当課長 様

高知県教育委員会事務局  
保健体育課長  
高等学校課長  
特別支援教育課長

新型コロナウイルス感染症のステージ変更に伴う県立学校における  
春休み中の部活動等の対応方針について（通知）

日頃は、学校における感染症対策にご協力いただき、ありがとうございます。  
さて、うえのことについて、別添（写し）のとおり県立学校に依頼しましたのでお知らせ  
致します。  
つきましては、貴教育委員会におかれましても同通知を参考に、適切にご対応いただき  
ますようお願いいたします。

【担当】高知県教育委員会事務局	
保健体育課 出席停止基準等について	北村、山中、廣田（TEL:088-821-4928）
運動部活動等について	中内、田邊、池田（TEL:088-821-4900）
高等学校課	岩河、東岡（TEL:088-821-4907）
特別支援教育課	濱口、吉井（TEL:088-821-4741）

写

各県立学校長 様

保健体育課長  
高等学校課長  
特別支援教育課長

新型コロナウイルス感染症のステージ変更に伴う県立学校における  
春休み中の部活動等の対応方針について（通知）

日頃は、学校における新型コロナウイルス感染症対策にご協力いただき、感謝申し上げます。

本日、高知県新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開催され、本県の感染症対応の目安が「**警戒（オレンジ）**」に引き下げられることになりました。

これを受け、令和 4 年 3 月 25 日以降の春休み中の県立学校における部活動等の対応方針については、下記のとおりといたします。

感染症対応の目安は「警戒（オレンジ）」に引き下げられましたが、引き続き、気を緩めること無く感染症対策を講じた上で活動を実施するようお願いいたします。

なお、今後の感染状況により対応方針を変更する場合は、別途通知いたします。

記

※以下の下線部は、令和 4 年 3 月 16 日付け 3 高保体第 1044 号からの変更点。

## ＜部活動の対応＞

### 1 公式戦・発表会等（以下、大会）の参加について

大会の参加については慎重に判断すること。参加する場合は以下の点に留意すること。

- (1) 必要最小限の参加人数とすること。
- (2) 大会の前後 2 週間は、参加者の健康観察を徹底すること。
- (3) 大会直前や大会中に、部内で感染者や感染が疑われる者が出た場合は、顧問は速やかに校長及び大会主催者へ連絡を行い、大会出場に関する判断が出るまでは、大会への出場を控えること。
- (4) コロナ禍における大会参加については、別紙をもとに人権教育及び健康教育を行うこと。

### 2 県内外における練習試合等について

- (1) 県外における練習試合等については、禁止とする。（県外からの招聘も同様）
- (2) 県内における練習試合等については、校長の判断により認める。ただし、実施に際しては、管理職等が事前に連絡を取り合い、慎重に判断すること。なお、実施後に感染等が疑われる状況が生じた場合は、速やかに連絡を取り合うこと。
- (3) 校内で感染拡大が見られる場合や体調不良者が多い部活動については、練習試合等は実施しないこと。

### 3 通常の部活動について

生徒・保護者の意向を確認し、その意思を尊重したうえで、1 日 3 時間以内の活動を週休日等も含め週 5 日まで、校長の判断により認める。その際、以下の点を留意すること。

- (1) 部活動毎に活動日や活動時間の振り分け、活動人数を制限するなど、密を避けるための対策を講じること。なお、密を避ける対策が講じられない場合は、日数を減らすこと。
- (2) 昼食時間を挟まない活動時間の設定をすること。
- (3) 部活動前後の集団での飲食や部室等の共有エリアの一斉利用を控えるなど、部活動に付随する場面での対策を徹底すること。（※登下校中における飲食については、特に注意すること）

#### 4 その他、部活動における注意場面

- (1) 日頃の健康観察や、活動場所の換気の徹底や密の回避、活動前後の手指消毒並びに使用した道具の消毒など、基本的な感染症対策を講じること。
- (2) 部室での更衣、準備や片付け、ミーティングの際は必ずマスクを着用すること。ただし、活動時も含め、マスクの着用が健康被害に繋がる場合は、感染症対策を講じたうえで、マスクを外すこと。
- (3) 現状の感染状況を鑑み、感染リスクが高い活動については、慎重に検討をすること。感染リスクが高い活動を行う場合は、徹底した感染症対策を講じること。
- (4) 部内で感染者が確認された場合は、当該部活動の活動を直ちに中止する。なお、活動を中止する期間は、部内や他の部活動への感染拡大が無いことが確認されるまでとする。
- (5) 登下校中においてもマスクを着用するなど、十分な感染症対策を講じるよう生徒一人ひとりへ指導を行うこと。

#### 5 教員等が従事しない場合における部活動について

春休み中の部活動においては、人事異動に伴い教員等が不在となる場合や職員会等に伴い教員等が従事できない時間もあり、感染を予防するためにも、以下の点に留意して活動を実施すること。

- (1) 教員等が部活動へ従事できない場合は、部活動は実施しないこと。
- (2) 教員等が不在の場合は休養日にするなど、活動計画を工夫すること。
- (3) 当該部活動の教員が人事異動等により不在となり活動ができない場合は、他の部活動の教員等が活動を見るなど、校内で協力して生徒の活動の保障に努めること。

#### <学校行事の対応>

学校行事、対外的行事の実施は差し支えないが、校長の判断のもと、各校の実情を踏まえた感染防止対策を徹底したうえで実施すること。

#### <一斉補習の対応>

春休み中の補習等については、校長の判断のもと、感染症対策を講じた上で実施すること。その際、人数制限やオンラインの活用など学校の状況を踏まえた対応をすること。なお、部活動同様、昼食を挟まない時間設定とすること。

#### 【担当】

保健体育課 田邊、池田、中内 (TEL:088-821-4900)  
高等学校課 岩河、東岡 (TEL:088-821-4907)  
特別支援教育課 濱口、吉井 (TEL:088-821-4741)

【分類番号 05-04-0009】